

価格転嫁の円滑化に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）、国の方支分部局（経済産業省東北経済産業局、厚生労働省秋田労働局及び国土交通省東北運輸局秋田運輸支局をいう。以下「乙」という。）、秋田県内経済団体（秋田県商工会議所連合会、秋田県商工会連合会、秋田県中小企業団体中央会、一般社団法人秋田県経営者協会、一般社団法人秋田経済同友会、秋田県中小企業家同友会及び公益社団法人秋田県トラック協会をいう。以下「丙」という。）、日本労働組合総連合会秋田県連合会（以下「丁」という。）及び一般社団法人秋田県銀行協会（以下「戊」という。）は、以下のとおり、価格転嫁の円滑化に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、成長と分配の好循環を生み出すべく、中小企業・小規模事業者における賃上げを実現するため、甲、乙、丙、丁及び戊が相互に連携及び協力をを行い、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を適切に価格転嫁することについての気運を醸成することにより、サプライチェーン全体での共存共栄、付加価値の向上を図り、もって県内中小企業、小規模事業者の稼げる力を高めることを目的とする。

（連携及び実施）

第2条 甲、乙、丙、丁及び戊は、前条の目的を達成するため、次に掲げる項目について、所掌の範囲で相互に連携し、実施する。

（1）価格転嫁の状況に関する情報収集と発信

ア 県内企業への聞き取り調査等を通じた情報収集

イ 情報収集の結果の共有と発信

（2）価格転嫁の円滑化に関する支援情報等の周知

ア 価格転嫁の円滑化に関する支援情報等の共有

イ ウェブサイト、講習会・セミナー等を活用した県内企業への周知

（3）パートナーシップ構築宣言の促進

ア 県内企業への周知を通じた認知度の向上

イ 宣言企業に対する追加的な支援策の検討

（4）その他、前条の目的を達成するために必要な事項

（協定内容の変更）

第3条 甲、乙、丙、丁又は戊のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行う。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から令和7年3月31日までとする。

（協定外の事項）

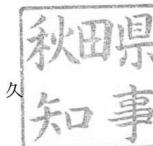
第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲、乙、丙、丁及び戊が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書13通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊が各自1通を保有する。

令和6年4月1日

秋田県

知事 佐竹 敬久



一般社団法人秋田県経営者協会

会長 渡辺 隆夫



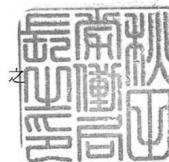
経済産業省 東北経済産業局

局長 戸邊 千広



厚生労働省 秋田労働局

局長 山本 博之



秋田県中小企業家同友会

代表理事 武田 亨



国土交通省 東北運輸局 秋田運輸支局

支局長 會田 光



秋田県商工会議所連合会

会長 辻 良



公益社団法人秋田県トラック協会

会長 赤上 信弥



秋田県商工会連合会

会長 大森 三四郎



一般社団法人秋田県銀行協会

会長 新谷 明弘



秋田県中小企業団体中央会

会長 藤澤 正義

